

## 第11回 LCV「諏訪圏情報BOX」

- **放送日** 令和5年12月5日(火)、12日(火)
- **テーマ** 「野生鳥獣との接し方と鳥インフルエンザについて」
- **出演者** 諏訪地域振興局 林務課林務係 北原 啓二

### ○ 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) 本日は野生鳥獣との接し方や注意点などについて、お話を伺いたいと思います。

これからの時期は多くの野鳥が諏訪湖へ飛来してきますが、観察する際に気を付ける点などはありますか？

(A) はい。野鳥にはエサを与えないでください。人間がエサを与えると、エサに依存してしまう個体の増加や、塩分や添加物によって体調を崩すなどの影響がありますので、野鳥にエサを与えないでください。

(Q) 良かれと思ってエサを与える行為は、野鳥を傷つけることになるのですね。

(A) そうですね。野鳥のためにならないばかりか、お腹を壊して苦しい思いをさせてしまいます。

(Q) そのほかに注意する点はありますか？

(A) はい。野鳥には直接接触らないでください。

野鳥は様々なウイルスを持っている可能性がありますので、直接接触らないでください。また、野鳥観察などで野鳥のいる場所に行った際には、念のために手洗いやうがいをしてください。また、フンなどが付着している可能性がありますのできれいに靴底を洗ってください。

(Q) 野鳥がケガをしているような場合はどうすればよいのでしょうか？

(A) はい。ケガなどを負った野生動物を見かけた場合には、かわいそうかもしれませんが、手を出さずに見守ってあげてください。

(Q) 長野県では野生動物の救護などは行なっていないのでしょうか？

(A) はい。長野県では野生鳥獣が「死亡」することも生態系の一要素であるという考えに立ち、原則として野生鳥獣の救護は行っておりません。

ただし、絶滅が危惧される種類等で、なおかつ野生復帰が可能な鳥獣については救護することとしています。

具体的には、オオタカやイヌワシ、クビワコウモリ、それから長野県版レッドリストに掲載されている準絶滅危惧以上の哺乳類や鳥類が対象となります。

これら鳥獣がケガをしていた場合には、諏訪地域振興局林務課までご連絡をお願いいたします。

(Q) 分かりました。それでは死亡している野鳥を見かけた場合には、どうすれば良いのでしょうか？

(A) はい。死亡している野鳥を見かけた場合、まず鳥インフルエンザを心配されると思いますが、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。ケガやエサが食べられずに死亡することがよくあります。

長野県では、病死が疑われる死亡野鳥については、環境省が設定する対応レベルに応じて鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査しています。

病死が疑われるような死亡野鳥を発見した場合には、市町村役場か諏訪地域振興局林務課に御連絡ください。検査が必要な場合には死亡個体の回収に伺います。

(Q) なるほど。病死が疑われる場合には、お住まいの市町村か諏訪地域振興局林務課に連絡すればよいのですね。

最後に現在の長野県内における鳥インフルエンザの状況を教えてください。

(A) はい。今のところ長野県内において鳥インフルエンザの発生は確認されておりません。しかし日本国内での発生が確認されていることから、長野県においても監視体制を強化しているところです。

(Q) 分かりました。野生鳥獣との接し方に併せて、鳥インフルエンザが疑われる場合の対応についてお話いただきました。

本日はありがとうございました。